

2017年12月8日

三重県障がい者差別解消条例策定調査特別委員会への要望書

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

委員長 杉本 熊野 様

三重県に障害者差別解消条例をつくる会

代表 松田慎二

平素は、障害者福祉の推進、共生社会の実現に向けた取組などにご尽力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、私たちの団体は、「三重県にも障害者差別解消条例をつくりたい」という思いをもった県内にある主な障害者団体や関係団体および個人の方達に呼びかけて、一昨年の12月に初めての話し合いの場を持ちました。その際の話し合いでは、それぞれの立場から障害者差別解消条例の必要性や障害者差別解消法に関する期待や不安を自らの体験談を交えながら意見交換を行いました。そうした経緯を経て、昨年1月に任意団体として正式に「三重県に障害者差別解消条例をつくる会」が発足し、以降1ヶ月に一度のペースで定例会や勉強会などを行っています。

三重県議会におかれましては、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会が設置され、各委員の皆様には、第一回の特別委員会から、障がい者差別解消条例の策定に向けて、執行部からの聞き取りはもとより、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法などの法律や地方自治体で制定されている障害者差別解消条例の内容に関する調査研究などを行っていただき、活発な討議がなされているところです。

条例はあくまで、地方自治体の議会が議決によって制定されるものですが、今回の障害者差別解消条例の策定の過程では、「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めない）」ということを基本とし、国で取り組まれた障害者制度改革推進会議の手法や取り組みを参考にしながら、私たち障害当事者の意見を最大限反映した条例として頂きたいと考えています。

そこで私たちは、定例会などで出された意見をもとに、別紙のとおり要望書事項としてまとめさせて頂き、要望書として提出いたします。

委員のみなさまにおかれましては、要望事項について、十分ご審議いただきますようお願いいたします

## 障がい者差別解消条例（仮称）に関する要望事項

1. 条例には、前文を設け、三重県の障害者が置かれている状況と条例の必要性について明記していただきたい。

### <現状>

障害者においては、地域で生活する権利や地域の学校で共に教育を受ける権利、手話等の多様なコミュニケーション手段を利用できる権利、建物・交通・情報・司法へのアクセシビリティの権利等はまだまだ行使できない状況にある。

それを生み出す要因には、障害を理由とする不当な差別的取扱いや理解不足による誤解や偏見等が根強く潜在していることが挙げられる。なかでも重い障害者たちは、どこで誰と生活するかについて自由に選べず、人生の大半を施設や病院で暮らすことを余儀なくされている現実がある。また、その他の障害者やその家族についても、教育、就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面における社会的障壁により、生きにくさや困難さを抱えている。

また、本県においては、人口減少が進んでおり、へき地や離島における厳しい生活条件が、社会参加や様々な権利の行使を図る上での地域間格差を生じさせ、地域における自己の望む生活を十分に実現できていない状況に置かれている。

同じ県内でも都市部とそれ以外とは、社会資源の整備状況、人々の意識や繋がりに違いがある。しかし、障害者とその家族がどこで暮らしても、障害者が権利を行使する主体として、かけがえのない人間として、自分なりの人生を模索し、希求する権利は保障されなければならない。

### <条例の必要性>

三重県においてもこれまでの取組を更に発展させるとともに、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組や障害者が分け隔てられることなく地域で暮らすために合理的な変更及び調整を行うことに関する理念の促進を図ること等を通して、誰もがありのままの存在を認め、障害者たちの権利を行使する主体者として位置づけ、障害者もそうでない人も、社会を構成する対等な一員として、あらゆる分野における平等な社会参加の機会が保障され、地域社会で孤立することなく幸せに暮らすことのできる共生社会を一日も早く実現しなければならない。

ここに、私たちは障害者権利条約の「nothing about us without us (私たち抜きに私たちのことを決めないで!）」のもとにこれらの使命を強く自覚し、全ての人々が社会の一員として共生社会を実現させる役割を担い、幸せや喜びを享受できる三

重県を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指してこの条例を制定してほしい。

2. 条例では、現行の障害者基本法や障害者差別解消法の規定ではなく、障害者権利条約の規定を踏まえたものとしていただきたい。

2011年に大幅な改正が行われた障害者基本法は、法の附則に規定されている3年後の見直しが棚ざらしの状況が続いています。障害者基本法は、障害者施策の理念を定めその方向性を示す羅針盤です。女性障害者の複合差別や意思決定支援、地域生活支援などの項目はなく、障害者権利条約の規定を十分に踏まえているとは言えません。このことから、三重県における本条例では、障害者基本法や障害者差別解消法の不十分な点を十分検討していただき、それを補う内容としてください。

3. 条例の障害者の定義には、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、発達障害、遷延性意識障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的（断続的、周期的なものを含む。）に日常生活又は社会生活に相当な制限及び生活上の困難を抱える状態にある人としてください。
4. 「不当な差別的取扱い」には、障害を理由とするものだけでなく、車いす、補助犬、補聴援助装置、その他の支援器具等の利用、介助者の付き添い等の社会的不利を補う手段の利用等を理由とする不当な不利益取扱いの他、外形的には中立の基準、規則、慣行であってもそれが適用されることにより結果的には他者に比較して不利益が生じる場合も含まれことを明記してください。
5. 全ての障害者が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、①から⑧の項目を基本理念として位置づけてください。
  - ①全ての障害者は、社会を構成する一員として、障害のない人と等しく、権利を行使し、社会、経済、文化、スポーツ、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得、又は待遇を受けることができること
  - ②どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、
  - ③意思疎通手段は、手話を含む言語の他、要約筆記、文字の表示、点字、指談、筆談、触手話、指点字、拡大文字、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意

思疎通の形態及び様式であって、当該障害者が選択したものによる情報の取得又は利用するための支援が保障されること。

- ④障害者である女性は、障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害のある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること、障害のある外国人住民もまた複合的な要因により差別を受けやすいこと等を踏まえ、障害者の障害の状態のほか、その性別、年齢、国籍、文化的背景、状況等に応じた合理的な変更及び調整が求められること
- ⑤災害時において障害がある者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること
- ⑥障害を理由とする差別は、障害者の権利に関する理解の不足又は誤解や偏見から生じ得ることから、全ての事業者及び県民が障害及び障害者の権利に関する理解を深める必要があること
- ⑦障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること
- ⑧障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）は、不当な差別にあたらぬこと

6. 条例には、県の責務の他、県民の責務、事業者の責務を位置づけ、事業者の責務として、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるように努めることと、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力することを明記してください。

7. 何人も障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと、何人も、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な変更及び調整をしなければならないこと、何人も障害を理由とする侮辱やいじめ等精神的・身体的苦痛を与えてはならないこと、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないことを明記してください。（※現行の障害者虐待防止法では、通報義務を課している範囲が限られており、病院や学校における虐待は、通報義務の範囲外であるという課題があります。また、この法律も障害者基本法同様、見直しの時期を迎えています。が、棚ざらしの状態です。）

8. 生活に係る福祉サービスの提供における差別の禁止の他、医療の提供、サービスの提供、労働及び雇用、保育及び教育、建築物等の利用、公共的施設の利用、公共交通機関の利用、不動産取引、意思の表明の受領、情報の提供など、各分野ごとに差別の禁止規定を設け、何が差別にあたるのかを条例の中に明示してください。また、県民の

理解促進させていくためにも、県および事業者が生活環境やスポーツ・文化芸術活動・レクリエーション、防災、福祉サービスの提供、保育・教育などの各分野における合理的な変更及び調整をどのように行うべきかについても明示してください。さらに、合理的な変更及び調整がどのように進んだのかについての評価を毎年行う仕組みをつくるなど、実効性を確保してください。

9. 県が障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるため、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、対応にあたる職員の養成や質の確保のための継続的な研修の実施、助言等を得られる環境の整備等必要な体制の整備を図ることを条例に明記し、相談及び紛争の防止等のための体制が、窓口対応の段階から機能するようにしてください。
10. 不当な差別的取扱いを受けた場合の紛争解決のために、知事部局や教育委員会から独立した機能と権限を有する三重県障害者差別解消調整委員会（仮称）の設置や、知事によるあっせん又は指導を行うなどの実効性のある仕組みを条例のなかに位置付けてください。
11. 条例を策定するにあたっては、国連から示された一般的意見も参考にしながら、障害者権利条約に示された理念を地域から具現化していくために必要な事柄を盛り込んでください。
12. 条例では、「合理的配慮」という語句ではなく、「合理的な変更及び調整」を語句として使用してください。その理由として、「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるという上から目線の行動として受け止められる恐れが充分予測されるからです。このため、三重県における条例では、用語として定着しつつある「合理的配慮」という語句はあえて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句として用いるようにしてください。

以上